

12月は「滞納整理強化月間」

市税や公共料金は、みなさんが、納期限までに自ら納付していただくもので、納期限までに納付がない場合は、『滞納』となります。滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに悪影響をおよぼすだけでなく、市税や公共料金を納付していただいている方々との公平性を損なうことにもなります。

このため、市では、12月を「滞納整理強化月間」とし、電話、訪問、文書による納付の催告を行い、それでもなお、納付や納付相談がない場合は、財産の差押えをはじめとした滞納処分を行うなど、徴収強化に取り組みます。納付していない市税や公共料金がある方は、至急納付してください。

▶平成30年12月の滞納整理強化月間での取組状況

電話催告	文書催告	訪問徴収	差押え
337件	131件	164件	40件

▶市税

9月30日までを納期限とする市税について、11月13日時点で納付や納税相談がない方に対して11月15日に催告書を発送しています。それでもなお、納付や納税相談がない方に対しては、財産の差押えを執行します。

差押えの執行前には、滞納者の財産を調査します。この調査は、地方税法、国税徴収法に基づいて行っており、滞納者の勤務先や取引先、利用している金融機関などに対して、差押えが可能な財産の有無を照会します。この調査で勤務先などからの信用を失うなど、滞納者に不都合や不利益が生じることがあっても、市は、一切の責任を負いません。滞納処分には、多くの時間と費用が必要で、その費用は、貴重な税金で賄われています。全ての税金を福祉、教育、環境、土木事業など、あらゆる行政活動の財源として有効活用できるように、税金は、納期限までに必ず納付してください。

差押えの対象となる財産 預貯金、給与、売掛金、不動産、動産、生命保険、自動車など

☎総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:河村雅人 ☎43-0398

▶水道料金、下水道使用料

平成30年12月の取組状況

給水停止予告…215件 給水停止…25件

滞納者に対して電話や文書等で納付催告を行います。それでもなお、納付や納付相談がない場合は、給水停止処分のほか、差押え等の法的措置で強制的に滞納料金を徴収します。また、給水停止や法的措置で、滞納者に不都合や不利益が生じることがあっても、市は、一切の責任を負いません。

水道料金、下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスなど、事業運営のための大切な財源です。みなさんに納付していただいている水道料金、下水道使用料が、市の上下水道事業を支えています。水道料金、下水道使用料は、納期限までに必ず納付してください。

☎上下水道部管理課(庁舎3階) 担当:遠藤祐希 ☎43-0533

加東市に移住された方の声を聞いてみませんか

KatoDays

Uターン：出身地から別の地域に移住した方が、再び出身地に戻ってくることを「Uターン」：出身地とは別の地域に移住すること。

「Kato Days」は、Uターンされた方々のほか、Uターンされた方々の声をみなさんにお届けしています。インタビューは、兵庫県住みます芸人の「モンスーン」が務めます。



▲兵庫県住みます芸人「モンスーン」のおふたり

「Kato Days」は、ホームページ内の定住・移住情報サイト「かとうとかどう?」で加東に暮らす人の声をご覧ください。

Kato Daysの視聴方法

- ①市ホームページにアクセス
- ②各課のご案内>まちづくり政策部 まちづくり創造課>地域創生係 >定住・移住情報サイト>かとうとかどう?~加東に暮らす人の声にアクセス

こちらからもご視聴いただけます



<http://bit.ly/32BOrDz>

KatoDaysの内容を少しご紹介!!

中村恵子さん (小学校教諭)



高校時代まで加東市で過ごされ、大学時代は、県外で過ごされた中村さん。現在は、小学校の教諭をしながら、夫とお子さんの3人で暮らされています。

自分が育ったまちで子育てをすることについて

自分の子どもが自分と同じ保育園(現在はこども園)に通っているというのは嬉しいですね。私が当時、担任をしてもらっていた先生が、今は園長先生になられていて、安心して自分の子どもを預けることができます。

学生時代は、アパートに住んでいて、隣に住んでいる人がどんな人かも分からなかったけれど、今は昔からよく知っている人々に囲まれ、声をかけてくださるなど、とても良くしてもらっています。

KatoDays